

佐世保市監査委員公表第20号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

教育委員会（宇久学校給食センター） 分

令和5年8月9日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 本 村 泰 人  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦



5教総 第343号

令和5年8月4日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様

佐世保市監査委員 本村 泰人 様

佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様

佐世保市教育長 陣内 康昭



監査結果に対する措置について（通知）

令和5年7月6日付、佐世保市監査委員報告第3号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和5年8月4日
第 号

# 措置通知書

教育委員会 宇久学校給食センター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第23条第1項で「物品管理者は、…注意をもって管理しなければならない。」、同上第2項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を随時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていないものがあつた。</p>	<p>佐世保市物品会計規則第15条第3項で、「備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品の処分を行ってから数年間備品台帳から削除する作業を失念しており、さらに年度毎の確認が不十分であつたことによるものです。</p> <p>当該備品については、定期監査終了後に備品台帳から削除を行い、令和5年6月20日付けで契約課へ「処分報告書」を提出しました。</p> <p>学校給食が夏休みに入るタイミングで、まずは令和5年7月21日・7月24日・7月26日に宇久学校給食センター全職員で現品と備品台帳のチェックを行い、さらに7月28日に学校保健課主導のもと最終チェックを実施し、相違がない事を確認しました。</p> <p>今後は、今回作成した備品の保管場所にかかる位置図及び写真帳を活用し、備品台帳と現品の照合を毎年度行い、備品の購入・処分について適正に事務処理を行います。</p>